大型荷役機械保守点検業務　仕様書

１．業務期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日

２．保守点検機種　　ガントリークレーン１号機　（ロープトロリー式橋形クレーン　H13 設置）

ガントリークレーン２号機　（セミロープトロリー式橋形クレーン R02 設置）

３．業務内容

１）クレーン等安全規則に基づく月例点検及び年次点検の実施。
（月例点検は年次点検と重複する月は行わない）
１号機（年次点検は原則、１０月に実施すること）　※性能検査対象
２号機（年次点検は原則、　７月に実施すること）

２）機械設備の整備
（資材納期等を考慮し、各部品の整備・交換を最短工程で完了するように工程計画すること）

４．業務報告

１）定期自主検査（月例）記録報告書については、点検を行った翌月 10 日までに提出すること。
なお、報告書様式については別紙参照のこと。

２）年次点検報告書については、点検を行った翌月 10 日までに提出すること。
なお、報告書様式については別紙参照のこと。

３）天井クレーン年次点検及びエレベーター年次点検については、上記年次点検と合わせて実施することとする。
なお、報告書様式については別紙参照のこと。

４）機械設備の整備については、整備完了後、すみやかに報告書及び施工写真を提出すること。

５．備考

１）作業を行うにあたり、関係法令を遵守すること。
２）点検、検査等において、設計図書に記載されていない部分で異常を発見した場合は、ただちに業務担当員に連絡し、協議すること。
３）契約後、業務担当員と打ち合わせを行うこと